

船橋市開発審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市開発審査会条例（平成14年船橋市条例第61号）第7条の規定に基づき、船橋市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、次のいずれかに該当するときは、速やかに審査会の会議を招集しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号の規定に基づく付議があったとき。
 - (2) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく付議があったとき。
 - (3) 法第50条第1項の規定による審査請求があったとき。
- 2 会長は、前項に規定する場合のほか必要があると認めるときは、会議を招集することができる。
- 3 会長は、会議を召集しようとするときは、会議開催の日の7日前までに、会議に付議すべき事項並びに会議開催の日時及び場所を委員にあらかじめ通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会長の専決事項)

第3条 審査会の運営に関し、次に掲げる事項は会長において専決することができる。

- (1) 審査会において用いる文書の様式に関すること。
- (2) その他審査会運営に係る事務処理に関すること。

(情報の公開)

第4条 審査会の公文書、会議の公開に関しては、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「公開条例」という。）に基づき取り扱うものとする。

- 2 会議を非公開とする場合は、審査会に付議された議案が公開条例第26条ただし書の規定に該当すると会長が認めたときとする。
- 3 会議の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 4 会議の公開の実施に関しては、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定に基づくものとする。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関し必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会議の準備において会議における秩序の維持その他会議の運営上、必要があると認めるときは、事前に傍聴者の数を制限することができる。
- (2) 議長は、会議における秩序の維持その他会議の運営上、必要があると認めるときは、傍聴者

の数を制限することができる。

- (3) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（第1号様式）の交付を受けなければならない。
- (4) 傍聴券は、会議当日会議場前で会議開始時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、特別な事情があるときは、議長の定める方法により決定することができる。
- (5) 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴受付票（第2号様式）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- (6) 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。
- (7) 傍聴者が入場しようとするときは、会議場入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。また、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。
- (8) 次の事項のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 危険物を持っている者
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者
 - ウ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
 - エ 酒気を帯びていると認められる者
 - オ 異様な服装をしている者
 - カ 前各事項に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (9) 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ア 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。
 - イ 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - ウ ヘルメット、はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用する等示威的行為をしないこと。
 - エ 写真、映画等の撮影、又は録音等をしないこと。
 - オ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - カ みだりに席を離れないこと。
 - キ 前各事項に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (10) 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な会議運営を確保するため、前号に掲げる行為をした傍聴者に必要な指示を直接又は係員をしてすることができる。
- (11) 議長は、次に掲げる事項に該当する場合は傍聴者を退場させることができる。
 - ア 前号に規定する指示に従わなかったとき。
 - イ 会議の運営上、非公開とする必要が生じたとき。

（会議録の作成）

第6条 会長は、会議の内容について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議を開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案名
- (4) 議事の内容
- (5) その他会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長が指名する出席委員2人が署名するものとする。

(公印の名称等)

第7条 会長の公印の名称、書体、寸法、材質、個数及び公印管理者は、次に掲げるとおりとし、ひな形は、別表第1に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 船橋市開発審査会長之印
- (2) 書体 古印体
- (3) 寸法 方24ミリメートル
- (4) 材質 木印
- (5) 個数 1個
- (6) 公印管理者 船橋市事務分掌規則(平成10年船橋市規則第66号)により審査会を所管する課(以下「所管課」という。)の長

2 会長職務代理者の公印の名称、書体、寸法、材質、個数及び公印管理者は、次に掲げるとおりとし、ひな形は、別表第2に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 船橋市開発審査会長職務代理者之印
- (2) 書体 古印体
- (3) 寸法 方30ミリメートル
- (4) 材質 木印
- (5) 個数 1個
- (6) 公印管理者 所管課の長

3 会の公印の名称、書体、寸法、材質、個数及び公印管理者は、次に掲げるとおりとし、ひな形は、別表第3に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 船橋市開発審査会之印
- (2) 書体 古印体
- (3) 寸法 方24ミリメートル
- (4) 材質 木印
- (5) 個数 1個
- (6) 公印管理者 所管課の長

(文書の記号)

第8条 審査会の文書に付する記号は、「船開審」とする。

2 法第50条第1項の規定による審査請求に係る文書に付する記号は、「船開審(不)」とする。

(公印及び文書の取扱い)

第9条 会長、会長職務代理者及び会の公印並びに審査会の文書の取扱いについては、第7条及び第8条に規定するもののほか、船橋市文書管理規程(平成2年船橋市訓令第2号)の規定のうち、審査会に適応する規定について準用して取扱うものとする。

(事務局)

第10条 審査会の事務局は、所管課に置くものとする。

2 事務局は、審査会の庶務を取扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

No.

傍 聴 券

- ※ 本券は、交付当日限り有効です。
- ※ 傍聴を終え退場するときは、係員にお返してください。
- ※ 下記の注意事項をお読みください。

記

《注 意 事 項》

- 1 傍聴者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。
 - (2) 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (3) ヘルメット、はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 写真、映画等の撮影、又は録音等をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) そのほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴者は、すべて議長又は係員の指示に従ってください。
- 3 議長又は係員の指示に従わなかったときは、退場していただくことがあります。

船 橋 市 開 発 審 査 会 長 ⑩

第2号様式

<傍聴受付票>

下欄に所定事項を記入の上、係員に渡してください。

氏名	男・女	年齢	歳
住所			

(事務局使用欄)

交付年月日	年 月 日	交付番号	
返 還		備 考	

別表第1

会 開 船 長 発 橋 之 審 印 査 市

別表第2

代 審 船 理 査 橋 者 会 市 之 長 開 印 職 発 務
--

別表第3

会 開 船 之 発 橋 印 審 市 査
